

○水戸市意見公募手続に関する規程

平成23年 6月27日

水戸市規程第 6号

改正 平成24年 3月30日規程第 5号

平成27年 7月30日規程第16号

平成31年 3月29日規程第 9号

(目的)

第1条 この規程は、市の政策等の形成に係る意見の公募の手続について定めることにより、その政策等の形成過程において広く市民の意見を反映させ、もって市民との協働を推進するとともに、市政における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例（茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第44号）及び茨城県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年茨城県条例第73号）（以下「特例条例」という。）により市が処理することとされた事務について規定する茨城県の条例を含む。）、市長の定める規則（特例条例により市が処理することとされた事務について規定する茨城県の執行機関の規則を含む。）及び市長の定める規程をいう。

(2) 政策等 市長（市長の下に置かれる機関を含む。以下同じ。）が定める次に掲げるものをいう。

ア 市政全般についての総合的な構想及び計画並びに個別分野についての基本方針、基本計画等

イ 次に掲げる条例、規則、規程及び告示

（ア）義務を課し、又は権利を制限するもの

（イ）処分（市長の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）の要件を定めるもの

（ウ）その他市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与えるものと市長が認めるもの

ウ 審査基準（申請（法令に基づき、市長の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であつて、当該行為に対して市長が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。）により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

エ 処分基準（不利益処分（市長が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下同じ。）をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

オ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導

(市長がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。以下同じ。)をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。)

(政策等を定める場合の一般原則)

第3条 市長は、政策等を定めるに当たっては、当該政策等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

2 市長は、政策等を定めた後においても、当該政策等の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該政策等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

(適用除外)

第4条 次の各号に掲げる政策等を定める行為については、この規程の規定は適用しない。

- (1) 法令の規定に基づき施設、区間、地域その他これらに類するものを指定する政策等
- (2) 審査基準、処分基準又は行政指導指針であつて、法令の規定により若しくは慣行として、又は市長の判断により公にされるもの以外のもの
- (3) 市の職員の研修、表彰その他人事に関する事項について定める政策等
- (4) 市の予算、決算及び会計について定める政策等
- (5) 納付すべき金銭について定める政策等及び当該政策等の施行に関し必要な事項を定める政策等
- (6) 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める政策等
- (7) 法令に住民の意見を反映させるための手続が定められている政策等で市長が適当と認めるもの
- (8) 国又は県の機関が定める命令等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号に規定する命令等及びこれに準じて県が定めるものをいう。以下同じ。）又は準則等と実質的に同一の内容を定める必要がある政策等
- (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の請求を受けて議会に付議する政策等
- (10) 政策等を定める根拠となる法令の規定の削除に伴い廃止をしようとする政策等
- (11) 法令又は政策等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整理その他の軽微な変更を内容とする政策等

(平27規程16・一部改正)

(意見公募手続)

第5条 市長は、政策等を定めようとする場合は、当該政策等の案（政策等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先、意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）その他意見を求める上で必要な事項を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により公表する政策等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該政策等の題名及び当該政策等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

3 意見提出期間は、第1項の規定による公表の日から起算して30日以上でなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は適用しない。

(1) 公益上、緊急に政策等を定める必要があるため、第1項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

(2) 市の他の機関が意見公募手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとするとき。

（意見公募手続の特例）

第6条 市長は、政策等を定めようとする場合において、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、当該政策等の案の公表の際その理由を明らかにしなければならない。

（意見公募手続の周知等）

第7条 市長は、意見公募手続を実施して政策等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとする。

（提出意見の考慮）

第8条 市長は、意見公募手続を実施して政策等を定める場合は、意見提出期間内に市長に対し提出された当該政策等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

（結果の公表等）

第9条 市長は、意見公募手続を実施して政策等を定めた場合は、当該政策等の公布（公布をしない政策等にあつては公にする行為、議会の議決を要する政策等にあつては議案の提出。以下同じ。）と同時期に、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。

(1) 政策等の題名

(2) 政策等の案の公表の日

(3) 提出意見（提出意見がなかった場合にあつては、その旨）

(4) 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した政策等の案と定めた政策等との差異を含む。）及びその理由

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を当該政策等を定めようとする課（以下「所管課」という。）の窓口における備付けその他の適当な方法により公にしなければならない。

- 3 市長は、前2項の規定により提出意見を公表し、又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を公表しないことができる。
- 4 市長は、意見公募手続を実施したにもかかわらず政策等を定めないこととした場合は、その旨（別の政策等の案について改めて意見公募手続を実施しようとする場合にあっては、その旨を含む。）並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。
- 5 第1項の規定により公表した政策等で議会の議決を要するものについては、当該議決により当該政策等が修正又は否決をされた場合は、その結果（定めた政策等と議決された内容との差異を含む。）を公表しなければならない。
- 6 市長は、第5条第4項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで政策等を定めた場合は、当該政策等の公布と同時期に、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち政策等の趣旨については、同項第1号に該当することにより意見公募手続を実施しなかった場合において、当該政策等自体から明らかでないときに限る。

(1) 政策等の題名及び趣旨

(2) 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

（公表の方法等）

第10条 第5条第1項並びに前条第1項及び第4項から第6項までの規定による公表は、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

(1) インターネットの利用

(2) 所管課の窓口、水戸市情報公開条例（平成13年水戸市条例第4号）の規定による開示請求の窓口、出張所及び市民センター（以下「閲覧等窓口」という。）における閲覧又は配布

- 2 前項の規定による公表は、同項第1号に掲げる方法による場合にあっては当該公表の日から1年以上、同項第2号に掲げる方法による場合にあっては当該公表の日から1か月以上これを行うものとする。

（平24規程5・平31規程9・一部改正）

（意見の提出方法）

第11条 意見公募手続の実施による意見の提出は、次の各号のいずれかの方法により文書（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）で行わなければならない。

(1) 郵送

(2) ファクシミリによる送信

(3) 電子メールによる送信

(4) 閲覧等窓口への使送

2 前項の場合において、当該文書には、住所、氏名その他市長が別に定める事項を記載しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に政策等を定めるための手続をしているものについては、この規程の規定は適用しない。

3 前項の規定は、この規程の規定の例により政策等を定めることを妨げるものではない。

付 則 (平成24年3月30日規程第5号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年7月30日規程第16号)

この規程は、公布の日から施行する。

付 則 (平成31年3月29日規程第9号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。